

既存不適格の屋外広告物の取扱いについて

1. 新規格基準適用前の屋外広告物の取扱い

福岡市では、平成28年に屋外広告物の規格基準等の見直しを行い、同年10月1日から新たな規格基準を適用していますが、10月1日以前に許可を受けて表示、設置されたものは従前の許可の範囲内で表示、設置することができます。（これを「**既存不適格**」といいます。）

ただし、既存不適格の広告物について、**作り直しや照明などを追加した場合は新たな規格基準が適用**されますのでご注意ください。

2. 事前にご相談ください！！

既存不適格の広告物の変更、改修等を行う場合は、事前に都市景観室までご相談ください。

※詳細な変更、改修図面等があれば相談時にご提示ください。

※住居系地域や自然・低層住居系地域は規格基準が強化されているため、特にご注意ください。

既存不適格の広告物について、 以下の(1)～(3)の行為を行う場合は新たな規格基準を適用

- (1) 大きさ、高さ、表示面の材質又は構造物などを変更・改造する場合
- (2) 新たな広告物、照明、枠、表示物などを付加・添加する場合
- (3) 移設又は一部を除却などする場合

<例外> 継続して表示、設置できる行為

- ①表示されている広告面の貼り替え（**広告板の取替は含まれない**）
- ②維持保全のための修繕、塗り替え（原型復旧されるもの）
- ③電球など消耗品の交換
- ④危険防止のための緊急的な措置
- ⑤許可を受けている広告物等を引き続き更新申請する場合

福岡市住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話：092-711-4395 FAX：092-733-5590

E-mail：toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp